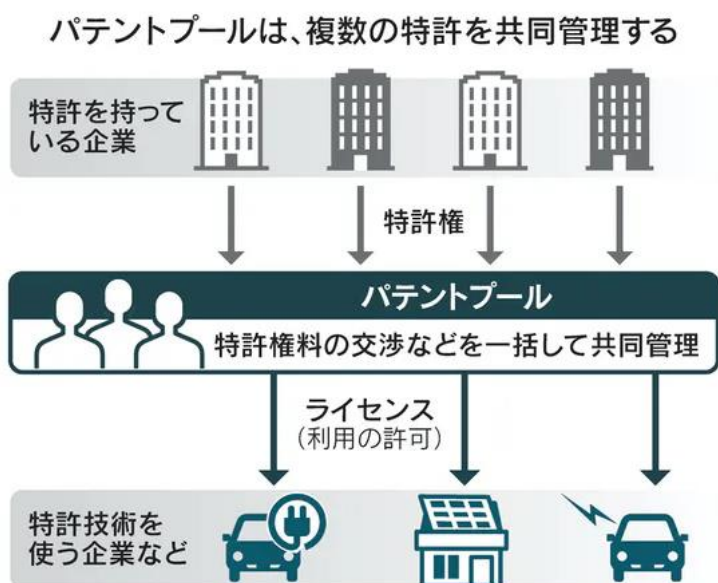


パテントプールとは 異業種の特許交渉、円滑化期待

日本経済新聞 2022年02月02日

▼**パテントプール** 特許権を持つ複数の企業が、それぞれの特許を持ち寄って共同管理する団体のこと。特許技術を使いたい企業とのライセンス交渉などを一括して進める。標準規格を満たす製品をつくるのに必須となる標準必須特許（SEP）に関して設置されることが多い。通信特許を扱うアバンシはその代表格で、米国に拠点を置いて通信や電機の大手が参加する。



インターネットに常時接続する「コネクテッドカー（つながる車）」などが注目される自動車業界だけでなく、家全体がネットにつながる「スマートハウス」など、あらゆる産業で通信技術が重要になった。同業種間の特許交渉では、お互いが持つ特許の利用を認め合う「クロスライセンス」が多かったが、異業種間では成立しにくい。特許料の相場観の違いなども課題で、パテントプールにはそうした異業種間の特許交渉を円滑にする役割も期待される。外部から買い集めた特許を使って他社を訴える「パテント・トロール（特許の怪物）」と呼ばれる企業もある。パテント・トロールは和解金などでの利益獲得がもっぱらの目的で、パテントプールとは全く別の性質のものとみなされている・・・

スタートアップの8割が大企業の横暴に泣き寝入り、戦う武器は「特許と契約」にあり
外菌 祐理子、馬本 寛子 日経クロステック／日経コンピュータ 2021.12.10

大企業から納得できない扱いを受けたスタートアップの8割が泣き寝入りしている。そんななか「特許」を武器に大企業と戦うスタートアップもいる。両者が対等な関係を構築できるよう、政府もモデル契約書を出すなど支援に乗り出した。

2021年5月、知的財産高等裁判所（知財高裁）が注目の判決を下した。ファーストリテイリング（以下ファストリ）が運営する「ユニクロ」や「GU」に設置されているセルフレジについて、大阪市のスタートアップ、アスタリスクが持つ特許の有効性が争われていた件で、アスタリスクの特許を有効と判断し、ファストリ側の主張を退けた。

問題となったセルフレジは、くぼみの中に商品や買い物カゴを入れるだけで商品に付いたRFID（無線自動識別）タグを読み取る機能を備える。アスタリスクは同セルフレジの特許を2017年5月に出願。2019年1月に登録された。合わせて親特許を含め、関連技術を分割して特許を複数取得した。

2017年	5月	商品を密閉しなくてもカゴの中だけのRFIDタグを読み取る特殊素材の棚をアスタリスクが開発し、展示会「2017 Japan IT Week」に出展。直前に特許も出願
2018年	夏	ファーストリテイリング（以下ファストリ）が新型セルフレジのコンペを実施。アスタリスクは特許出願中と説明したうえで提案
	11月	アスタリスクは落選したという最終結果を聞いた後で、ファストリ側に特許出願中であることを改めて説明
2019年	1月	アスタリスクのセルフレジの技術の特許が認められる。この頃からアスタリスクはファストリと月1回のペースで定期的話し合い（2019年9月まで）
	5月	ファストリが特許の無効審判を請求
	9月	アスタリスクが東京地方裁判所にファストリ側の特許侵害に基づく差し止め仮処分を申し立て
2020年	8月	ファストリの提起した無効審判について、特許庁は「請求項1、2、4は無効だが3は有効」と審決した。両社とも不服として知的財産高等裁判所に審決取消訴訟を提起
	11月	アスタリスクがセルフレジに関する特許について、知財ビジネスを手掛けるNIPに譲渡することを決定（手続き完了は2021年2月）
2021年	5月	知財高裁が、アスタリスクが発明した特許A（親特許）の請求項1～4を有効と認める
	6月	ファストリが知財高裁の判決を不服であるとして最高裁判所に上告
	8月	ファストリが分割特許B、Cについて新たな無効審判を請求
	9月	ファストリが親特許Aと分割特許Cについて新たな無効審判を請求。アスタリスクが東証マザーズに上場

 仮処分申請

セルフレジの特許を巡り、両陣営は激しい争いを繰り広げてきた。ファストリ側は 2019 年 5 月に同特許の無効審判を請求。これに対しアスタリスクは同年 9 月にファストリに対する特許権侵害行為の差し止め仮処分を東京地方裁判所に申し立てた。

2020 年 8 月、ファストリが提起した無効審判について、特許庁はファストリ側の無効請求を部分的に認めつつ、セルフレジに使う 2 種類の特殊素材など特許の一部は有効だと判断した。双方が不服として知財高裁で争っていたが、冒頭の通り、2021 年 5 月に知財高裁がアスタリスクの親特許を認めた。

ファストリはこれを不服として同年 6 月に最高裁判所に上告。同社は親特許や分割特許について新たな事実を基に無効審判を請求している。裁判を進める一方、2021 年 11 月 26 日現在、両者の間で和解協議が進行中である。

—以上—